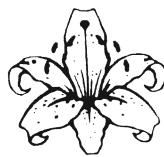


# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 4 年 1 月 25 日（火曜日）定期 第 277 号

目 次	ページ	
○規則		災害警戒区域の指定の解除及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域の指定の解除（県土整備・砂防海岸課）
理容師法施行細則の一部を改正する規則（健康医療・生活衛生課）	35	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同法第 9 条第 1 項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定（県土整備・砂防海岸課）
美容師法施行細則の一部を改正する規則（健康医療・生活衛生課）	36	
○告示		○監査委員公表
救急病院等の認定の一部改正（健康医療・医療課）	37	監査の結果により講じた措置について
市街地再開発組合の解散認可（県土整備・都市整備課）	37	○公告
道路法の規定による兼用工作物の管理の方法に係る協議の成立（県土整備・道路管理課）	37	開発行為に関する工事の完了（平塚土木事務所）
河川法による協議に基づく兼用工作物の管理の方法（県土整備・河川課）	38	開発行為に関する工事の完了（厚木土木事務所）
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂		○入札公告
		特定調達契約に係る一般競争入札の実施（環境農政・総務室）

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム（URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

## 規 則

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 1 月 25 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 3 号

### 理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和33年神奈川県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「(第 3 号様式)」を削る。

第 1 号様式（表）中

名 称		
所 在 地	電話（ ） -	

届出区分	1 新規 2 譲受け
名 称	
所 在 地	電話（ ） -
譲受けの場合の営業を譲り受けたことを証する旨	私は、上記の理容所の営業を 年 月 日に譲り受けました。 上記の記載は、事実に相違ありません。 年 月 日 譲渡人氏名 (署名)

「迦留置付録」を「※迦留置付録」に、「送達状」を「※送達状」に、「当該理容所」を「※当該理容所」に改め、添付書類及び備考を削り、同様式（裏）中

を

構 造	建 物 構 造 等		造 階部分	・ 面 積	m <sup>2</sup>
	住居等との区画				
造	壁	コンクリート	タ イ ル	リノリューム	板
	床				そ の 他
	内 壁				
	天 井				

に、

を

譲受けの場合の構造及び設備の変更			有・無			
※構 造	建物構造等	造 階部分				m <sup>2</sup>
	住居等との区画	壁・ガラス戸・板戸・その他( )				
		コンクリート	タ イ ル	リノリューム	板	そ の 他
	床					
	内 壁					
	天 井					

設 備	「 ※設 備」	に改め、「・クレゾール水」を削り、同様式
(裏)に次のように加える。		

## 添付書類

- 1 理容所の平面図
- 2 理容師につき結核、皮膚疾患等の疾病の有無に関する医師の診断書
- 3 理容師法第11条の4第1項に規定する理容所を開設しようとする者の届出にあつては、管理理容師に係る都道府県知事の指定した講習会修了証の写し
- 4 外国人の届出にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）  
なお、譲受けの場合には、1から3までの書類のうち、変更がないものの添付を省略することができます。

第1号様式（裏）に備考として次のように加える。

- 備考 1 開設しようとする者が自ら管理理容師となる場合は、管理理容師の欄は、氏名のみ記入してください。
- 2 譲受けの場合には、※印の各欄のうち、変更がないものの記入を省略することができます。
  - 3 上記2により記入を省略する場合には、表面の「譲受けの場合の営業を譲り受けたことを証する旨」の欄に営業譲渡の事実を記入し、譲渡人が署名してください。ただし、譲り受けたことを証する書面（契約書の写し等）を添付することにより、記入及び署名に代えることができます。

第3号様式を次のように改める。

## 第3号様式 削除

第7号様式に次のように加える。

## 添付書類

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交

建物構造等	造 階部分				m <sup>2</sup>
住居等との区画	壁・ガラス戸・板戸・その他( )				
	コンクリート	タ イ ル	リノリューム	板	そ の 他

付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し  
2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第4号

## 美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和33年神奈川県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「(第3号様式)」を削る。

第1号様式（表）中

名 称	
所 在 地	電話( ) -

を

届出区分	1 新規 2 譲受け
名 称	
所 在 地	電話( ) -
譲受けの場合の営業を譲り受けたことを証する旨	私は、上記の美容所の営業を 年 月 日に譲り受けました。 上記の記載は、事実に相違ありません。 年 月 日 譲渡人氏名 (署名)

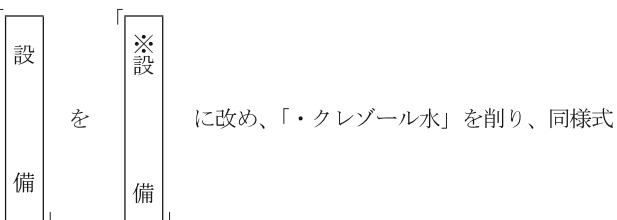
に、

「~~細則~~」を「~~※細則~~」に、「~~譲~~」を「~~※譲~~」に、「~~当該~~」を「~~※当該~~」に、「~~当該美容所~~」を「~~※当該美容所~~」に改め、添付書類及び備考を削り、同様式（裏）中

を

造	床					
内	壁					
天	井					

譲受けの場合の構造及び設備の変更			有・無			
※構	建物構造等		造	階部分	・	面積
	住居等との区画	壁・ガラス戸・板戸・その他( )				m <sup>2</sup>
造	コンクリート	タ イ ル	リノリューム	板	そ の 他	に、
	床					
	内 壁					
	天 井					



(裏) に次のように加える。

#### 添付書類

- 1 美容所の平面図
- 2 美容師につき結核、皮膚疾患等の疾病の有無に関する医師の診断書
- 3 美容師法第12条の3第1項に規定する美容所を開設しようとする者の届出にあつては、管理美容師に係る都道府県知事の指定した講習会修了証の写し
- 4 外国人の届出にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）  
なお、譲受けの場合には、1から3までの書類のうち、変更がないものの添付を省略することができます。

第1号様式（裏）に備考として次のように加える。

- 備考 1 開設しようとする者が自ら管理美容師となる場合は、管理美容師の欄は、氏名のみ記入してください。
- 2 譲受けの場合には、※印の各欄のうち、変更がないもの記入を省略することができます。
- 3 上記2により記入を省略する場合には、表面の「譲受けの場合の営業を譲り受けたことを証する旨」の欄に営業譲渡の事実を記入し、譲渡人が署名してください。ただし、譲り受けたことを証する書面（契約書の写し等）を添付することにより、記入及び署名に代えることができます。

第3号様式を次のように改める。

#### 第3号様式 削除

第7号様式に次のように加える。

#### 添付書類

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交

付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し  
2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 神奈川県告示第14号

救急病院等の認定（平成元年神奈川県告示第580号）の一部を次のように改正する。

令和4年1月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表茅ヶ崎市立病院の項を削り、同表に次のように加える。

茅ヶ崎市立病院	茅ヶ崎市本村5-15	令和4年1月24日から 令和7年1月23日まで
---------	------------	----------------------------

### 神奈川県告示第15号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定により、市街地再開発組合の解散を次のとおり認可した。

令和4年1月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 組合の名称

本厚木駅南口地区市街地再開発組合

- 2 設立認可の年月日

平成28年5月27日

- 3 解散認可の年月日

令和4年1月25日

### 神奈川県告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、道

路と堤防及び護岸との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、神奈川県国土整備局道路部道路管理課及び神奈川県厚木土木事務所東部センターにおいて、令和 4 年 1 月 25 日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 25 日  
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類及び路線名  
県道相模川自転車道

2 河川の名称  
一級河川相模川水系相模川

3 兼用工作物の位置  
高座郡寒川町倉見269番 3 から同49番 3 まで、同 4 番18から海老名市門沢橋三丁目2, 668番16まで及び同門沢橋字新田1, 363番 2 から同河原口一丁目2, 427番地先まで

4 他の工作物の管理者の氏名及び住所  
河川管理者 神奈川県知事 黒岩 祐治  
横浜市中区日本大通 1

5 他の工作物の管理者が行う管理の内容  
路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物以外の兼用工作物の新設、改築、維持（路肩に接する法面で、当該路肩から法面の長さ 1 メートルまでの範囲にあるもの（護岸を除く。）の清掃及び除草を除く。）、修繕及び災害復旧

6 管理の始期  
令和 3 年 12 月 6 日

**神奈川県告示第17号**

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が

成立した。

その関係図面は、神奈川県国土整備局河川下水道部河川課及び神奈川県厚木土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 25 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 河川の名称  
相模川水系相模川
- 2 河川管理施設の名称  
左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
高座郡寒川町倉見269番 3 から同49番 3 まで、同 4 番18から海老名市門沢橋三丁目2, 668番16まで及び同門沢橋字新田1, 363番 2 から同河原口一丁目2, 427番地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 名称  
道路管理者 神奈川県
  - (2) 住所  
横浜市中区日本大通 1
  - (3) 代表者の氏名  
神奈川県知事 黒岩 祐治
- 5 管理の内容
  - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
  - (2) 路肩から 1 メートルまでの範囲内にあるもの（護岸を除く。）の清掃除草
  - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間  
令和 3 年 12 月 6 日から道路の存続する日まで

**神奈川県告示第18号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 4 年 1 月 25 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 灾 害 警 戒 区 域			土 砂 灾 害 特 别 警 戒 区 域			
区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用する想定される衝撃に関する事項
下作延 1	川崎市高津区下作延及び下作延 5 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	下作延 1	川崎市高津区下作延及び下作延 5 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
初山 1 丁 目 5	川崎市宮前区初山 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	初山 1 丁 目 5	川崎市宮前区初山 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県国土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センターにおいて一般の縦覧に供する。）

**神奈川県告示第19号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年1月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 灾 害 警 戒 区 域			土 砂 灾 害 特 别 警 戒 区 域			
区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下作延1	川崎市高津区下作延及び下作延5丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	下作延1	川崎市高津区下作延及び下作延5丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
初山1丁目5	川崎市宮前区初山1丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	初山1丁目5	川崎市宮前区初山1丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センターにおいて一般の縦覧に供する。)

### 監査委員公表

#### 神奈川県監査委員公表第4号

##### 監査の結果により講じた措置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、その内容を公表する。

令和4年1月25日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣  
同 太 田 真 晴  
同 吉 川 知 恵 子  
同 嶋 村 た だ し  
同 て ら さ き 雄 介

#### 1 措置の対象となった監査の結果

令和3年9月24日(神奈川県公報号外第57号)神奈川県監査委員公表第16号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会及び公安委員会を除く19か所に係る26事項

#### 2 監査の結果及び講じた措置の内容

##### (1) 総務局

###### 出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県神奈川県税事務所	令和3年3月17日 (令和3年1月19日 職員調査)	(不適切事項) 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権及び賃借権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが3件、93,100円(本税)であった。 その結果、上記の課税誤り3件、93,100円(本税)の返還に当たり、遅延損害金が32,304円発生していた。	不適切事項については、課税資料となる不動産登記申請書を法務局で収集する際に、登記情報の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たな課税資料として法務局で写真撮影した登記情報を追加するとともに、課税資料にマンション敷地の権利の種類を記載するチェック欄を追加し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県緑県税事務所	令和3年2月19日 (令和2年12月18日 職員調査)	(不適切事項) 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の賃借権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが1件、86,600円(本税)であった。 その結果、上記の課税誤り1件、86,600円(本税)の返還に当たり、遅延損害金が34,675円発生していた。	不適切事項については、課税資料となる不動産登記申請書を法務局で収集する際に、登記情報の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たな課税資料として法務局で写真撮影した登記情報を追加するとともに、課税資料にマンション敷地の権利の種類を記載するチェック欄を追加し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県川崎県税事務所	令和3年3月4日 (令和3年1月21日 職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、自動体外式除細動器の賃貸借契約(契約額47,520円、契約期間:令和2年4月1日から令和	不適切事項については、契約書を作成する際の確認が不十分であったため、遡及条項の記載が漏れていたことに気づかなかつたことによるものである。

		3年3月31日まで)の締結に当たり、契約日が令和2年4月13日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。	今後は、このようなことがないよう、会計事務の知識を深めるとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
--	--	--	---

## (2) 環境農政局

## 出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県環境科学センター	令和3年3月22日 (令和3年1月12日 職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、電子顕微鏡保守管理委託契約(契約額1,534,676円)の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。	不適切事項については、契約書の作成を省略できる要件の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約書の作成が基本であるとの認識の基で、作成を省略する際はその根拠の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県横浜川崎地区農政事務所	令和3年4月26日 (令和3年1月29日 職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、電柱への通信線の共架に係る行政財産の使用許可1件について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和2年3月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額46,919円のうち26,493円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。	不適切事項については、管理する財産の現状確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、許可の更新時に事業者に対し共架の有無を確認するなどにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県水産技術センター	令和3年4月26日 (令和3年2月9日 職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、冷蔵庫の収集運搬・リサイクル料6,380円の執行に当たり、収集運搬料(1,650円)については「(節) 役務費」とすべきところ、リサイクル料と併せて全額を「(節) 委託料」で執行していた。	不適切事項については、執行科目的確認が不十分であったことによるものであり、令和3年2月15日に支出科目の更訂を行った。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

## (3) 健康医療局

## 出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立よこはま看護専門学校	令和3年2月2日 (令和2年12月8日 職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、機械警備業務委託契約(契約額863,280円、契約期間:令和2年4月1日から令和5年3月31日まで)の締結に当たり、長期継続契約であることから、財政課長通知に基づき競争入札により契約者を決定すべきところ、見積合せを行い随意契約を締結していた。	不適切事項については、財政課長通知等の関係規定の理解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定について情報の共有を図るとともに、該当部分の写しを執行伺いに添付し、複数の職員で確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県精神保健福祉センター	令和3年2月15日 及び同年4月28日 (令和2年12月23日 及び同月24日 職員調査)	(要改善事項) 精神保健福祉センターでは、患者移送委託契約について、契約の性質又は目的が競争入札に適しないとして、予定価格が100万円を超えるにもかかわらず、競争入札に付することなく一者随意契約を行っていた。(以下令和3年9月24日(神奈川県公報号外第57号)神奈川県監査委員公表第16号中、第7監査の結果3(2)のとおり)	要改善事項については、県、横浜市、川崎市、相模原市(以下「4県市」という。)が全て同一の事業者と契約を締結する必要があることなどから、県が行う入札により選定した事業者と4県市の間で契約締結ができるよう、令和2年11月11日に精神科救急医療に係る事業取扱要領を改正し、令和3年度から一般競争入札を実施した。
神奈川県食肉衛生検査所	令和3年1月28日 (令和2年12月7日 職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、管理棟及び精密検査棟空調機器保守業務委託契約(契約額495,000円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。	不適切事項については、回議時の確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県動物愛護センター	令和3年3月10日 (令和2年12月3日)	(不適切事項) 歳計外現金事務において、登録ボ	不適切事項については、法定納期限内の納付を担当

	職員調査)	ランティア活動謝礼等に係る所得税及び復興特別所得税 1 件、10,989 円について、法定納期限内に納付を行つていなかった。	者が失念し、また、納付確認に係るチェック体制が整備されていなかったことから、納付の確認ができなかつたことによるものであり、納期限の翌日に納付を行つた。 今後は、このようなことがないよう、所属としての進行管理及び複数職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
--	-------	--	---

## (4) 産業労働局

## 出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立東部総合職業技術校	令和 3 年 1 月 29 日 (令和 2 年 12 月 10 日及び同月 11 日 職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、行政財産の使用許可に係る使用料 2 件、8,868 円について、調定が 3 月を超えて遅れていた。 2 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯 1 基が共架されているものがあつた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たに収入事務の進捗一覧表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものであり、令和 3 年 1 月 19 日付けで使用許可を行つた。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

## (5) 県土整備局

## 出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県平塚土木事務所	令和 3 年 2 月 15 日 (令和 2 年 12 月 23 日から同月 25 日まで 職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、いせはら塔の山緑地公園パークセンターの機械警備業務委託契約（契約総額 352,440 円、契約期間：令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の締結に当たり、長期継続契約であることから、財政課長通知に基づき競争入札により契約者を決定すべきところ、見積合せを行い随意契約を締結していた。	不適切事項については、会計関係の通知類の確認及び課内における周知が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、随時、会計関係の通知類の確認及び課内における周知を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県厚木土木事務所	令和 3 年 2 月 26 日 (令和 2 年 12 月 7 日から同月 9 日まで 職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約（単価契約、概算総額 1,006,500 円）の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている処分及び最終処分の場所等に関する事項等を記載していなかった。 (2) 厚木南合同庁舎清掃業務委託契約（契約額 6,732,000 円）及び厚木南合同庁舎保守管理等業務委託契約（契約額 11,880,000 円）について、前金払をすることができる経費ではないにもかかわらず、誤って前金払ができる旨の条項を設けていた。 2 工事事務において、令和 2 年度河川修繕工事県単（その 2）、令和 2 年度砂防環境整備工事県単（その 1）除草業務委託合併ほか 1 件の設計額の積算に当たり、堤防除草工の発生材処理工について、当初設計に引き続き、変更設計においても処理費の単価の算定を誤つたため、変更後の設計額（計 14,289,000 円）が 55,000 円過大であった。 3 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、次のとおりである。 (1) 契約書への必要事項の記載漏れについては、契約締結時における確認が不十分であったことによるものであり、令和 3 年 3 月 1 日に当該事項を記載する変更契約を締結した。 今後は、このようなことがないよう、契約締結時の書類の確認を複数の職員で行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 契約書に不要な条項を設けていた件については、契約締結時ににおける確認が不十分であったことによるものであり、受注者との間で、代金は毎月業務の検査完了後に支払うことを確認した。 今後は、このようなことがないよう、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 工事事務については、設計書作成過程において、建設副産物処理料の決定方法に関する認識に誤りがあったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、同事務処理に関する通知を課内で再度周知するとともに、決裁時に単価決定の根拠資料を添付し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 3 財産管理事務については、次のとおりである。 (1) 使用料減免の適用誤りについては、申請者が許可期間中に地方公営企業に移行したことの確認が不十分であったことによるものであり、不足分については、令和 3 年 1 月 12 日付けで変更許可を行い、同月 27 日に収入済みとなっている。 今後は、このようなことがないよう、減免適用

		<p>(1) 地方公営企業が行う下水道管及びマンホールの設置に伴う行政財産の使用許可に当たり、行政財産の使用許可取扱要領に定める使用料減免の対象とならないにもかかわらず、使用料を減額していた。これにより、令和2年度の使用料1件、7,046円が徴収不足であった。</p> <p>(2) 行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和2年度の共架柱に係る使用料2件、3,906円が徴収不足であった。</p>	<p>に当たっては、使用許可の相手方に確認するなど注意深く行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されていたことについては、管理者による現状の確認が不十分であったことによるものであり、令和3年2月1日付けで使用許可を行い、同月19日に許可日以降の令和2年度使用料651円を収入した。また、許可日より前の使用料相当額については、令和3年4月21日に37,928円を収入した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、定期的に財産の現状確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県厚木土木事務所東部センター	令和3年2月26日 (令和2年12月10日、同月11日及び同月14日職員調査)	(不適切事項) 歳計外現金事務において、河川管理協力員報償費に係る所得税及び復興特別所得税1件、273円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。	<p>不適切事項については、担当職員が月初めに行う所得税等の納付すべき金額の確認を失念したこと及び所属としての確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター	令和3年2月26日 (令和2年12月17日及び同月18日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、令和元年災害復旧工事県単（その31）の設計額の積算に当たり、作業場所に設置した仮設の敷鉄板の運搬費について、往復分の運搬費用を計上すべきところ、誤って片道分の運搬費用を計上して積算するなどしていたため、設計額（10,978,000円）が220,000円過小であった。	<p>不適切事項については、設計書作成過程において、確認が不十分であったことから、仮設材運搬の計上を誤り、設計額が過小となったものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係職員に改めて周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

## (6) 企業庁

## 出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業庁相模原水道営業所	令和3年2月26日 (令和3年1月14日及び同月15日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、企相第18号相模原市中央区由野台2丁目29番付近配水管改良工事（概数設計）ほか1件（契約額計75,598,820円）の入札に当たり、工事条件付き一般競争入札参加資格審査会で同種工事の施工実績を競争参加資格要件として設定していないかつてもかかわらず、これを設定して入札を行い、受注者を決定していた。	<p>不適切事項については、入札公告の作成過程において、確認が不十分であったため、施工実績を条件から削除することを失念したことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、業務研修を実施するとともに、入札公告を行う際、複数の職員がチェックリストに基づき、公開内容と添付書類の確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県企業庁鎌倉水道営業所	令和3年4月26日 (令和3年1月18日及び同月19日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、企鎌第9号鎌倉水道営業所管内配水池等構内整備の設計額の積算に当たり、植栽手人工について、当初設計に引き続き、変更設計においても、刈草・前定材の処分料に係る消費税等を二重に計上したため、変更後の設計額（計10,318,000円）が110,000円過大であった。 2 財産管理事務において、行政資産の使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯1基が共架されているものがあった。 (要改善事項) 鎌倉水道営業所逗子分館の清掃業務委託契約及び機械警備業務委託契約について、いずれも、長期継続契約とすることにより競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、単年度で契約を締結しており、予定価格が100万円を超えないことから、随意契約を行っていた。（以下令和3年9月24日（神奈川県公報号外第57号）神奈川県監査委員公表第16号中、第7監査の結果3(1)のとおり）	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約事務については、公表されている処分料を適用するに当たり、消費税等の確認が不十分であったことによるものである。</li> </ol> <p>今後は、このようなことがないよう、設計においては、処分料に係る消費税等の有無について確認を怠らないよう注意喚起を行うとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 財産管理事務については、管理する行政資産の現状確認が不十分であったことによるものであり、令和3年2月24日に使用許可を行った。</li> </ol> <p>今後は、このようなことがないよう、管理する行政資産について適切な状況把握を行うとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>要改善事項については、清掃業務委託契約及び機械警備業務委託契約のいずれも令和3年度から3年間の長期継続契約に移行することとし、一般競争入札を実施した。</p>

神奈川県企業 庁寒川浄水場	令和 3 年 4 月 22 日 (令和 3 年 3 月 18 日 及び同月 19 日 職員 調査)	(不適切事項) 工事事務において、企寒第 25 号 寒川 浄水場浸水対策(門扉部)工事の変更 設計額の積算に当たり、仮設の敷設板 の運搬費 43,680 円を計上していなかつ たことなどにより、変更後の設計額 (101,453,000 円) が 44,000 円過小で あつた。その結果、変更後の契約額 (96,329,200 円) が 41,800 円過小であつ た。	不適切事項については、設計書の作成過程において、 確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、本事象につ いて、職員間で周知、共有するとともに、複数の職員に による設計内容のチェック体制を強化することにより、 適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県企業 庁相模川水系 ダム管理事務 所	令和 3 年 2 月 5 日 (令和 2 年 12 月 21 日 及び同月 22 日 職員 調査)	(不適切事項) 支出事務において、寒川取水施 設環境整備工事(草刈)(契約額 4,785,000 円)に係る第 2 回出来高支 払額(3,220,000 円)について、誤つ て第 1 回出来高支払額を含めて算定 したため、支払額が 1,300,000 円過大 であった。	不適切事項については、出来高支払額の算定に當 たり、確認が不十分であったことによるものである。 なお、過大払分については、完成時に差し引いて支 払うことでは正した。 今後は、このようなことがないよう、前回までの出 来高支払額の確認の有無をチェックリスト項目に追加 し、複数の職員による確認を徹底することにより、適 正な事務執行に努めることとした。

## 公 告

都市計画法第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 4 年 1 月 25 日

神奈川県平塚土木事務所長 久 保 徹

開発区域に 含まれる地 域の名称	中郡大磯町高麗 2-97 の 13 の一部及び 2-97 の 81
開発区域の 面積	866.52 平方メートル
開発許可を 受けた者の 住所	中郡大磯町大磯 878
開発許可を 受けた者の 氏名	相模野興業株式会社 代表取締役 赤津 裕司
開発許可年 月日及び許 可番号 (変更許可)	令和 3 年 8 月 3 日 神奈川県指令平土第 610023 号 (令和 3 年 10 月 6 日 神奈川県指令平土第 610038 号)

都市計画法第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 4 年 1 月 25 日

神奈川県厚木土木事務所長 森 谷 保

開発区域に 含まれる地 域の名称	綾瀬市落合南 2-118 の 1 ほか 18 筆
開発区域の 面積	2,192.02 平方メートル
開発許可を 受けた者の 住所	東京都武蔵野市境 2-2 の 2
開発許可を 受けた者の 氏名	株式会社飯田産業 代表取締役 森 和彦
開発許可年 月日及び許 可番号 (変更許可)	令和 3 年 9 月 1 日 神奈川県指令厚土東第 610034 号 (令和 3 年 10 月 26 日 神奈川県指令厚土東第 610049 号)

## 入 札 公 告

### 特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 4 年 1 月 25 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

#### 1 調達内容

##### (1) 件名

令和 4 年度かながわ環境整備センター施設維持管理業務委  
託

##### (2) 履行期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

##### (3) 履行場所

かながわ環境整備センター施設内(横須賀市芦名 3-1,990)

#### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当  
しない者で、同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加さ  
せないこととした者に該当しない者であること。

(2) 神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入  
れ・一般業務の請負等)において営業種目として「汚水処理  
施設等保守管理の委託」に登載されている者で、「A」又は  
「B」の等級に区分されているものであること。

(3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

(4) 仕様書に示す業務を履行する能力を有すること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、  
次により資格審査を申請することができます。

##### ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ(神奈川県庁本  
庁舎 1 階 電話 (045) 210-6721)

##### イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム(UR L <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>)の資格申請システムの入札参加資格申  
請メニューの W T O 申請により入札参加資格申請手続を行  
うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達  
課「入札参加資格申請・共同受付窓口」(郵便番号 231-8588  
横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 1 階)へ提出  
してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システ

ムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

#### ウ 申請期限

令和 4 年 2 月 21 日(月)午後 5 時

#### エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

### 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁新庁舎 3 階 神奈川県環境農政局総務室経理グループ 川嶋 幸恵 電話 (045) 210-4031

- (2) 入札説明書の交付期間

令和 4 年 1 月 25 日(火)から同年 3 月 9 日(水)まで

### 4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を令和 4 年 2 月 21 日(月)午後 5 時までに 3 の(1)の場所に提出してください。

### 5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県庁新庁舎 3 階 神奈川県環境農政局総務室経理グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより入札を行います。

- (1) 入札期間

令和 4 年 3 月 8 日(火)午前 8 時 30 分から同月 9 日(水)午後 5 時まで

- (2) 開札日時

令和 4 年 3 月 10 日(木)午前 10 時

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和 4 年 3 月 9 日(水)午後 5 時までに到着するよう 3 の(1)の場所に入札書を郵送してください。

### 6 契約の締結

契約の締結は、令和 4 年 4 月 1 日以後に行います。また、令和 4 年度当初予算について契約に係る経費を減額し、又は削除する議決があった場合は、契約を締結しないことがあります。

### 7 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

- (4) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第 1 項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

#### 8 Summary

- (1) Subject matter of the contract : Commission of the operation and maintenance work of the industrial waste final disposal facility for FY2022
- (2) Time limit of tender : 5 : 00 p.m., March 9, 2022
- (3) Contact point for the notice : Yukie Kawaseki, Accounting Group, Office of General Affairs, Environment and Agriculture Bureau, Kanagawa Prefectural Government, Nihon-Odori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8588 Japan, Tel (045) 210-4031